

若狭町において建築確認申請をされる皆様へ

トラブルを防止し、スムーズな着工を実現するために、敷地・建築計画が以下の事項に該当する場合は、あらかじめ各窓口にも相談・協議をお願いします。

事 項	窓 口	備 考
農地	若狭町産業振興課内 農業委員会事務局 (0770-45-9102)	原則として農地転用許可が必要です。
上下水道	若狭町上下水道課 (0770-45-9103)	
周知の埋蔵文化財包蔵地域	若狭町縄文博物館内 若狭町歴史文化課 (0770-45-2270)	当該地域内で掘削を伴う木工事等をされる場合は、着工の60日前までに届出が必要です。また事前の試掘調査を実施させていただく場合がございます。
名勝「三方五湖」指定区域 (三方地域の一部)	若狭町縄文博物館内 若狭町歴史文化課 (0770-45-2270)	指定区域内においては、建築が制限される場合がございます。
屋外広告物	若狭町建設課 (0770-45-9104)	屋外広告物を設置する場合は一部の適用除外物を除き許可が必要です。

※ 提出された建築計画概要書および照会事項チェックリストにより土木事務所から各市町に照会を行います。上記事項に関する協議等をされていない場合や計画内容に疑義がある場合には、各市町担当部署からも問合せをさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※ 若狭町内でCATVをご利用予定の方

CATV線引込方法や宅内工事等について建築前にご相談ください。

お問い合わせ先：美方ケーブルネットワーク株式会社（0770-32-3400）

若狭町役場三方庁舎 建設課
〒919-1393 若狭町中央 1-1
TEL：0770-45-9104